



大村市

Omura Agriculture Committee

令和6年9月
第67号

農業委員会だより



農業委員会
ホームページ

発行者 大村市農業委員会 長崎県大村市玖島1丁目25番地 ☎0957-53-4111(内線351・352)



6/22に開催された「もろこしフェス」の様子(古賀島スポーツ広場)



農業で地域コミュニティを広げる 「もろこしフェス」が開催

6月22日、とうもろこしの収穫時期に合わせ、古賀島スポーツ広場で「もろこしフェス」が開催されました。

このイベントは、西大村地区の9町内会が事業主体となり、とうもろこしの作付けから収穫、販売までの作業体験を通して、地域・世代間交流を深める目的として開催されています。

開催当日は、あいにくの雨模様となり、内容を縮小しての開催となりましたが、とうもろこしの配布や販売、農産物の販売などがあり、多くの来場者でにぎわいをみせました。

【主な内容】

- ・ 地域計画の策定にご協力ください P2
- ・ 農業者年金に加入しましょう P3
- ・ 家族経営協定調印式を開催しました P3
- ・ がんばる若手農業者[Vol.31] P4
- ・ 農地の利用状況調査を実施中 P4

地域計画の策定に ご協力ください

大村市では、現在、多面的機能支払交付金や中山間地域等支払制度を活用し、共同活動に取り組んでいる地域にお伺いし、「協議の場（地域で農業を担う皆さんの話し合いの場）」を順次開催しています。

「地域計画案」と「目標地図素案」をもとに今後地域の皆さんが守っていく農地について話し合いを行っていただき、市が地域の意見を取りまとめ地域計画を策定します。

完成した地域計画と目標地図は今年度中に公表することとなりますが、公表後も地域の情勢などに応じて随時変更は可能となります。

地域の農地を次の世代へ託すため、守るべき農地について、地域で話し合う良い機会ですので、農業者の皆さん、ぜひ協議の場にご参加ください。



▲協議の場の様子

農地の貸し借りは農地バンクを活用しましょう

○農地バンク事業（農地中間管理事業）とは

県知事から指定を受けた公的な機関（農地バンク）が、農地を貸したい人から借り受け、市の定める地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、貸付けを行う事業です。農地を貸したいとお考えの方は、農地バンクの活用をご検討ください。

○出し手（所有者）のメリット

- ・賃料は、農地バンクを通じて確実に支払われます。

- ・農地は貸付期間終了後、必ず戻ってきます。

○受け手（耕作者）のメリット

- ・複数の所有者との契約が二本化され、賃料支払いの振込手数料が軽減されます。

- ・農地集積・集約化することで、農作業の効率化や向上が図られます。

○農地の貸し借りの法律が変わります

令和5年4月に関係法令が改正されたことを受け、利用権設定等促進事業（相対契約）による新規契約・更新ができなくなりました。

地域計画策定後（令和7年4月以降）の権利移動の手法は、農地バンク（農地中間管理機構）と農地法第3条による賃借の2つに集約されます。

■問い合わせ

農林水産振興課 電話5314111
(内線2555、264)

農地転用について

○農地転用とは

農地を農地以外（住宅、店舗、駐車場、資材置場など）にすることを言います。農地転用をする場合には、農業委員会に申請書等を提出し、県知事の許可を受けなければなりません。この手続きを行わなければ、「違反転用」となります。

○申請受付期間

毎月8～14日（土曜・日曜日、祝日の場合はその前日が締切日）

※申請にあたっては、申請内容が妥当であるかを判断する必要があり、また、申請書や添付書類等に不備があると、翌月扱いとなりますので、事前に相談のうえ、早めに提出をお願いします。

○申請後の手続きの流れ

申請月27日前後の農業委員会総会で審査を行い、委員会の意見を付して県へ進達します。進達した申請書は、申請内容等に特に問題がなければ、翌月中旬頃（農地転用面積30㎡超等の諮問案件は翌月下旬頃）に県知事の許可が下り、農業委員会です許可書を交付します。

○「違反転用」をした場合はどうなる？

許可を受けずに農地を転用した場合や許可申請時の計画どおりに転用がなされていない場合は、工事の停止や原状回復の命令が出される場合があります。また、3年以下の懲役または300万円（法人は1億円）以下の罰金という罰則の適用もあります。

※自分の所有する農地だからといって、勝手に転用することはできません。農地法違反とならないよう、くれぐれもご注意ください。

しっかり積み立てて安心で豊かな老後を！

農業者年金に加入しましょう

農業者年金の加入要件

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間60日以上農業に従事

国民年金第1号被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く

65歳未満

60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

農業者年金の3つのメリット

- 1 女性農業者の老後の安心は自分で確保。家族経営協定で保険料の国庫補助も！
- 2 国民年金第1号被保険者等の農業者年金加入要件に加え、39歳までに加入、農業所得が900万円以下、認定農業者で青色申告者等を満たせば政策支援（保険料補助）が受けられます。
- 3 支払った保険料は税制面で全額が社会保険料控除の対象となります。



大村市農業者年金
受給者協議会
田添 利弘 会長

会長から一言

昨年4月に会長に就任しました田添です。農業者年金は、年金原資を自ら積み立てる「積立方式」が導入されており、制度の安定が図られています。また、税制面で優遇措置や一定の要件を満たす農業者の方には、国から保険料の補助があるなど、農業者だけが利用できるメリットの多い、安心できる制度となっています。ぜひお知り合いの方々に加入を薦めていただきたいと思います。

農業者年金の6つのポイント

- 1 農業者なら広く加入できます。
- 2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。
- 3 保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められます。
- 4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。
- 5 税制面で優遇措置があります。
- 6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。



▲調印式の様子

様から「この協定に基づき、家族みんなで将来に向けた経営計画や生活設計を話し合い、家族一人ひとりが『夢』を持つて取り組める農業者になりたい」と抱負を語られました。

家族経営協定は、農業経営における経営方針や営農計画、役割分担、収益の分配、就業条件、将来の経営委譲などを家族で話し合って取り決めるものです。

女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなでつくる共同経営を確立する大変有効な手段となっています。

令和6年2月21日には、市役所第8会議室において令和5年度家族経営協定調印式を開催。新規5組と協定変更2組のご家族が協定を結びました。

調印式では、締結者を代表して、鈴田地区の谷口

家族経営協定調印式を開催しました

がんばる若手農業者

Vol. 31



佐野 一生さん(28歳)
(写真右)
志岐 祐生さん(26歳)
(写真左)

【経営内容】
施設きゅうり 12 a
露地有機野菜 70 a

今後の抱負

私たちは北海道の大学の研究室が一緒だったことで知り合い、卒業後に大村で就農して、現在、3年目を迎えています。

きっかけは、大学生のときに「新・農業者フェア」の会で、大村市がPRしていた「大村市農業就業体験」に、実習体験したこと。見ず知らずの私たちが受け入れていただいた農家の方々の温かさにひかれ、ぜひ大村でやってみたいと思いました。

私たちは主に、ハウスできゅうりを栽培していて、就農1年目は初めてのことが多く、とにかくがむしゃらでした。2年目からは色々と考えながら栽培することができ、年々、作業効率や作物の品質、生産量が上が、今はとても順調で毎日楽しくやっています。

また、露地では色々な野菜の有機栽培にも挑戦していて、今年8月からはさらに規模を拡大して取り組んでいます。微生物を生かした土作りにも取り組んでいて、毎日がとても充実しています。

今後の目標は、施設きゅうりはもとより、さらに質の高い、おいしい有機野菜を、より多くの人に食べてもらうこと、販路拡大にも力を入れていきたいです。これからも2人の力を合わせ、切磋琢磨しながらがんばります。

農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施中

農業委員会では、耕作されていない農地の把握や違反転用の発生防止のために、毎年、7月から9月にかけて、農地の利用状況調査を行っています（農地法第30条第1項）。調査にあたり、農地内に立ち入ることや話を伺う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【調査の内容】

- ① 地域の農地利用の確認
- ② 遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ③ 違反転用発生防止・早期発見 など

管内農地の状況を把握し、農地利用の最適化を推進していくことを主な目的としています。

また、調査により判明した遊休農地について、所有者または管理者に対して、今後の利用意向を確認する調査を実施します。

遊休農地は、火災や病害虫、鳥獣被害の発生原因となり、隣接の住民や農地へ悪影響をおよぼしますので、除草、病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いします。

なお、農地の貸付けや譲渡を希望される場合は、地元農業委員、推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。



残った農薬は適正な処理を

「これくらいならいいだろう」という誤った判断が思わぬ事態を招くことがあります。ちょっとした不注意が、農業者や農業に対する信用や信頼を失うきっかけとなります。

一人ひとりが農薬の正しい使い方をきちんと理解し、安全な使用を徹底しましょう。

- 農薬は必要量だけを計画的に購入するようにしましょう。
- 農薬や空き容器はむやみに捨てず、廃棄物処理業者への処理の委託等により適正に処分しましょう。
- 散布後に農薬が残ってしまった場合は、散布ムラの調整などに使い、決して排水路や河川などに流してはいけません。
- 防除器具等の洗浄水は、河川や地下水、井戸水などを汚染する危険のないよう適正な方法で処理しましょう。



全国農業新聞を読んでみませんか

【発行日】毎週金曜日

【購読料】月額700円

◆お申込みは、農業委員会事務局まで
電話 53-4111 (内線352)